

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 8 月10日

【会社名】 株式会社ヤオコー

【英訳名】 YAOKO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 野 澄 人

【本店の所在の場所】 埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5

【電話番号】 049(246)7000(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理本部長兼  
経営企画室長兼人事総務本部長 上 池 昌 伸

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川越市脇田本町 1 番地 5

【電話番号】 049(246)7000(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経営管理本部長兼  
経営企画室長兼人事総務本部長 上 池 昌 伸

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当282,240,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	60,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年8月10日開催の取締役会決議によります。  
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	60,000株	282,240,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	60,000株	282,240,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
4,704	-	100株	平成28年9月1日(木)	-	平成28年9月1日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。  
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ヤオコー 財務部	埼玉県川越市脇田本町1番地5

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社武蔵野銀行 川越支店	埼玉県川越市新富町1 - 5 - 1

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
282,240,000	-	282,240,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

## (2) 【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社(信託E口) (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第4期(自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月30日 関東財務局長に提出

##### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式222,000株(発行済株式総数の0.55%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	資金借入取引・信託銀行取引があります。
技術または取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年8月10日現在のものです。なお、出資関係につきましては、平成28年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

##### c 割当予定先の選定理由

当社は、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下、同様です。)を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクをも負担し、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することといたしました。

本制度にかかるコンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として役員向け株式交付信託契約を締結する予定であり、かかる契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)に設定される信託E口を割当予定先として選定いたしました。

##### (役員向け株式報酬制度にかかる信託の内容)

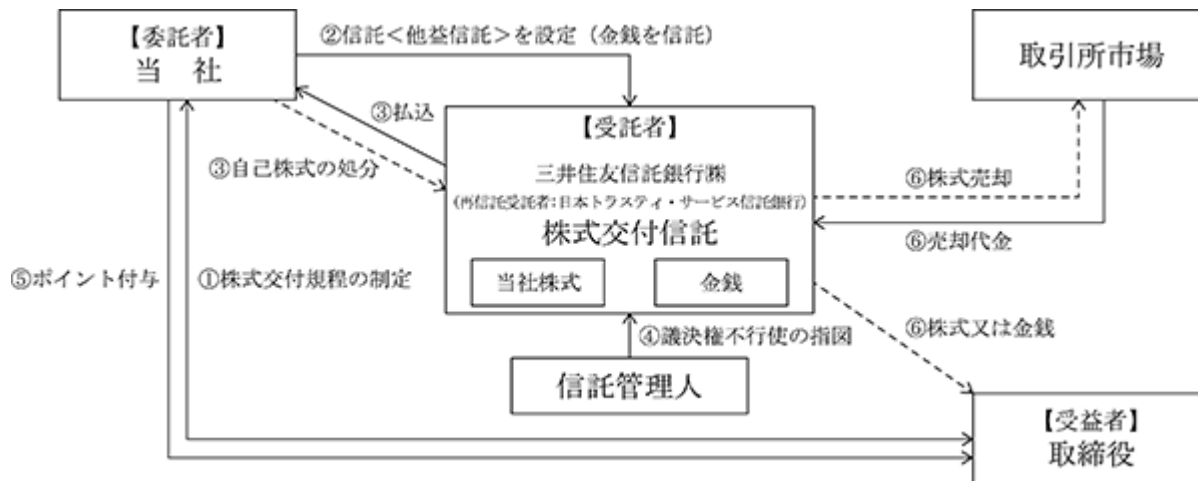
割当予定先は、当社が役員向け株式報酬制度にかかる役員向け株式交付信託の受託者であります。当社は、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社との間で、当社の取締役を受益者とし、当社を委託者、同社を受託者とする株式取得管理交付信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約によって設定される信託を「本信託」といいます。)を締結して信託を設定し、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社は、本信託の受託者として本自己株式処分の割り当てを受けます。

##### (a) 役員向け株式報酬制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資とする本信託を設定し、本信託を通じて当社普通株式(以下、「当社株式」といいます。)の取得を行ない、取締役に対して、当社取締役会が定める株式交付規程に従って付与されるポイントの数に応じ、当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

## (b) 役員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は取締役を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します(かかる信託を、以下、「本信託」といいます。)。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭(ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。)を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分による方法によります。)

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(当社及び当社役員から独立している者とします。)を定めます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社及び当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

## (c) 本信託の概要

当社にて導入する「役員向け株式報酬制度」にかかる信託

(1)名称	役員向け株式交付信託
(2)委託者	当社
(3)受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
(4)受益者	当社取締役(社外取締役を除きます。)
(5)信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
(6)信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
(7)信託契約日	平成28年9月1日(予定)
(8)金銭を信託する日	平成28年9月1日(予定)
(9)信託終了日	平成33年8月31日(予定)

## d 割り当てようとする株式の数

60,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託E口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))は、信託契約に基づき、信託期間内において当社取締役を対象とする株式交付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

当社は割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託E口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))との間において、処分期日(平成28年9月1日)より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、役員向け株式交付信託に対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約書により確認を行っております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託E口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行(信託E口)(再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、議決権を行使しないこととします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行なうことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことの表明、及び、将来にわたっても該当しないことの確約を、信託契約において受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何らかの関係の有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましても、割当予定先同様、暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行なうことにより経済的利益を享受しようとする特定団体等に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことについて、信託契約において確約をしています。

従って、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの1ヵ月間(平成28年7月11日～平成28年8月9日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値平均である4,704円(円未満切捨)といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヵ月としたのは、直近3ヵ月、直近6ヵ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、処分価額4,704円については、取締役会決議日の直前営業日の終値4,725円に対して99.56%乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヵ月間の終値平均4,711円(円未満切捨)に対して99.85%を乗じた額であり、あるいは同直近6ヵ月の終値平均4,679円(円未満切捨)に対して100.53%乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量については、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中に当社取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、平成28年3月31日現在の発行済株式総数に対し0.15%(小数点第3位を四捨五入、平成28年3月31日現在の総議決権個数390,193個に対する割合0.15%)となりますが、本制度は当社取締役の退任時に当社株式等を交付する制度であり、緩やかに行なわれることから、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

当社としましては、本制度は当社取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決数の 割合(%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議決 権数に対する所有 議決権数の割 合(%)
株式会社川野商事	埼玉県川越市仙波町3丁目13番地12	7,679,758	19.68	7,679,758	19.65
有限会社川野パートナーズ	埼玉県川越市六軒町1丁目3番地11	4,047,600	10.37	4,047,600	10.36
公益財団法人川野小児医学奨学財団	埼玉県川越市脇田本町1番地5	1,900,800	4.87	1,900,800	4.86
ヤオコー従業員持株会	埼玉県川越市脇田本町1番地5	1,357,037	3.48	1,357,037	3.47
株式会社武蔵野銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地8 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	1,292,544	3.31	1,292,544	3.31
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,292,544	3.31	1,292,544	3.31
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	1,045,100	2.68	1,045,100	2.67
川野 清巳	埼玉県川越市	1,006,564	2.58	1,006,564	2.58
川野 幸夫	埼玉県川越市	878,202	2.25	878,202	2.25
川野 光世	埼玉県川越市	836,922	2.14	836,922	2.14
計		21,337,071	54.68	21,337,071	54.60

(注) 1. 平成28年3月31日現在の株式名簿を基準として記載をしております。

2. 上記のほか当社所有の自己株式977,391株(平成28年3月31日現在)は割当後917,391株となります。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の自己株式917,391株を控除して算出しております。

4. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【参照情報】

### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第59期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月21日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第60期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月10日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年8月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成28年6月24日に関東財務局長に提出

#### 4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成28年7月1日に関東財務局長に提出。

### 第2 【参照書類の補完情報】

上記参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もございません。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ヤオコー

(埼玉県川越市脇田本町1番地5)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第五部 【特別情報】

##### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。